

『ソフトバンクガス Powered by TEPCO』

お申込みに際しての留意事項【要約版】

本書は、ご契約に関する重要事項をすべて記載しているものではありませんので、お申込みいただく前に、必ず本書に付随した重要事項説明書をお読みいただき、内容をご確認のうえガス需給契約をお申込みください。

「ソフトバンクガス Powered by TEPCO」（以下、「ソフトバンクガス」）の供給における重要事項について

- ガスの需給契約は、東京電力エナジーパートナー株式会社（登録番号：A0002、以下、「東京電力」）の販売代理店であるソフトバンク株式会社（以下、「ソフトバンク」）を通じてお申込みいただき、東京電力と締結いただきます。
- ガスの供給は東京電力が行います。
- 契約は、お客さまが下記の①②を満たし、お客さまと東京電力が合意したときに成立します。
 - ①SBパワー株式会社と「おうちでんき」の利用契約を締結していること。
 - ②ガス料金を、別に定める「ソフトバンクガス Powered by TEPCO 請求サービス約款」に係る契約にもとづきお支払いいただくこと。
- 契約期間は、契約が成立した日から、お客さままたは東京電力が契約を解除する日までです。
- ガスの供給開始日は、契約成立後の次回または次々回の定例検針日です。なお、お申込情報に不備があった場合、確認状況により、供給開始までさらにお時間をいただくことがあります。

ガス料金・ご利用明細について

- ガス料金は、使用量に応じて、下記表に定めるA表からF表の各料金によって、基本料金に使用量に応じて計算する従量料金を加算いたします。従量料金には、原料費調整額が含まれます。原料費調整額は、各月の原料費調整単価に使用量を乗じて算定いたします。なお、原料費調整額はマイナスとなる場合もあります。

(税込)

ガス料金表	1か月のガスご使用量	基本料金(円/月)	従量料金(円/m ³)
A表	0 m ³ から 20 m ³ まで	736 円 23 銭	140 円 94 銭
B表	20 m ³ をこえ 80 m ³ まで	1,024 円 32 銭	126 円 54 銭
C表	80 m ³ をこえ 200 m ³ まで	1,195 円 04 銭	124 円 40 銭
D表	200 m ³ をこえ 500 m ³ まで	1,835 円 24 銭	121 円 20 銭
E表	500 m ³ をこえ 800 m ³ まで	6,103 円 24 銭	112 円 67 銭
F表	800 m ³ をこえる場合	12,078 円 44 銭	105 円 20 銭



- 料金算定期間は、原則として、前月の検針日から当月の検針日の前日までとし、期間中にガスの使用を開始（もしくは解約）した場合は、使用日数に応じて日割計算をします。
- ガス料金が、ソフトバンクが定める支払期日を過ぎて支払われない場合は、延滞利息を申し受ける場合があります。
- お客さまが書面による料金に係る請求書の発行を希望される場合、または支払期日を過ぎ払込用紙付きの請求書が発行される場合、請求書発行手数料として1回につき253円〔税込〕をご請求いたします。※2025年5月より口座振替、クレジットカードなどの支払い方法が設定されていない場合についても、1回につき253円〔税込〕をご請求いたします。
- 計量器の故障等によって使用量等を正しく計量できなかった場合は、お客さまとの協議によって料金を決定いたします。
- 現在のガス小売事業者との契約内容や原料費調整額の変動等によっては、お切替え後に割高になる場合があります。
- ソフトバンクガスのご利用明細は、東京電力の会員サイト「くらしTEPCO web」からご確認ください。
 申込完了後、東京電力より、「携帯電話のショートメッセージ（SMS）」または「郵送」で初回ログイン方法をお伝えしますので、アカウントをご登録ください。

- ご利用明細の郵送をご希望の場合は、お申込み完了後、東京電力（TEL 0120-995-113 受付時間：月曜日～土曜日（日曜日・休祝日・年末年始を除く）9時～17時）へご連絡ください。発行には110円（税込）/月の手数料を申し受けます。

ご契約の解約について

- 料金が支払われない等の理由により、ソフトバンクガスのご契約を解約する場合があります。また、その場合は無契約となりガスの供給が停止されるため、他のガス小売事業者にお申込みいただく必要がありますのでご注意ください。

ガス機器・床暖修理サービスに関する重要事項について

- このサービスは、東京電力と損害保険会社である三井住友海上保険株式会社との保険契約に基づき、ソフトバンクガスをご利用のお客さまに提供するサービスです。
- サービスを提供するために、お客さまの個人情報（お客さま番号、氏名、カナ氏名、電話番号、郵便番号、住所）を損害保険会社や損害保険会社を通じてその業務委託先の修理会社に提供します。
- 保険の対象・金額、保険期間、その他重要事項については必ず本書に付随した「ソフトバンクガス Powered by TEPCO 供給における重要事項 II.ガス機器・床暖修理サービスに関する重要事項」をお読みいただき、内容をご理解、ご同意ください。

ソフトバンクガスのご契約のお乗り換えについて

- ご契約のお乗り換えに際しては、次の内容にご確認ください。
 - ✓ 現在のガス会社（ガス小売事業者）から違約金を請求されることや、付与されているポイントが失効する場合があります。
 - ✓ 現在のガス会社（ガス小売事業者）の継続利用特典が消滅する場合があります。

保安に対するお客さまの協力・責任について

- 東京電力または一般ガス導管事業者は、ガスの使用に関する定期的なお知らせ・定期調査などのガス事業法に定められた業務や、その他保安上必要な業務等のために、お客さまの敷地内に立ち入る場合があります。
- 災害時やガス漏れによる事故のおそれがある場合等で、ガスの使用を制限・中止いただく場合があります。
- ガス漏れや異常を感じた際は窓を開け、ガス栓を閉め、緊急連絡先へ連絡してください。なお、詳細は後日送付の保安リーフレットに記載されています。

その他留意事項について

- ガスの性質・品質はこれまでと変わりません。ガスの熱量や燃焼速度等の詳細は、「ソフトバンクガス Powered by TEPCO 供給における重要事項 I.ガスプランの供給条件における重要事項 5.供給ガスの熱量、圧力、燃焼性」をご覧ください。
- 一般ガス導管事業者より、お客さまへのガスの供給に係る工事等に係る工事費負担金、費用の実費または実費相当額の請求を受けた場合は、請求金額に相当する金額を、原則として工事着手前に申し受けます。
- 東京電力は、ソフトバンクと、ガスの契約に関する情報を共同利用する場合があります。
- 東京電力は、ガス小売事業者・一般ガス導管事業者との間で、お客さまのガスの契約、ガス供給に関する設備および消費機器等の保安に関する情報を共同利用する場合があります。
- 東京電力は、ソフトバンクガスに関する供給条件を変更する場合があります。その場合、東京電力よりWebサービス等を通じてあらかじめご案内いたします。

お問い合わせ先

- 請求および、お申込当日の申込の取消・お客さま情報の変更に関するお問い合わせは、ソフトバンクでんき・ガスサポートセンター（TEL 0800-170-3710 受付時間 午前9時～午後8時〔年中無休〕）までご連絡ください。
- 契約内容および、お申込翌日以降の申込の取消・お客さま情報の変更または解約に関するお問い合わせは、東京電力（TEL 0120-995-113 受付時間：月曜日～土曜日（日曜日・休祝日・年末年始を除く）9時～17時）までご連絡ください。

2025年4月 実施

「ソフトバンクガス Powered by TEPCO」供給における重要事項

本書面は、お客さまが「ソフトバンクガス Powered by TEPCO」（以下、「ソフトバンクガス」といいます。）をお申込みされる際に、ガス事業法第 14 条第 1 項および第 2 項ならびにガス事業法施行規則第 13 条および第 14 条に基づき、お客さまと東京電力エナジーパートナー株式会社とのガス需給契約の概要、およびそれに関連してご注意が必要な事項をご説明するものです。本書面により、ソフトバンク株式会社および東京電力エナジーパートナー株式会社は、当該各条項に定める義務を履行します。

「ソフトバンクガス Powered by TEPCO」の供給条件に関する重要事項をご説明いたします。本書面をよくお読みのうえ内容をご理解ください。

1. ガスプランの供給条件における重要事項

1. 需給契約のお申込み

- お客さまが新たにガスの需給契約を希望される場合は、あらかじめガス供給条件および「ソフトバンクガス Powered by TEPCO」[主契約料金表]（以下、[主契約料金表]といいます。）を承諾のうえ、東京電力エナジーパートナー株式会社（以下、「東京電力」）指定の書式にてソフトバンク株式会社（以下、「ソフトバンク」といいます。）を通じてお申込みをしていただきます。
- (1)により需給契約のお申込みをされる場合は、お客さまは、ガスの需給契約のお申込みについて、次の事項を承諾のうえ、お申込みをしていただきます。なお、東京電力が必要とする場合は、お客さまに承諾書等を提出していただくことがあります。
 - お客さまの需要場所を供給区域とする一般ガス導管事業者（以下、「当該一般ガス導管事業者」といいます。）の託送供給約款（以下「託送約款等」といいます。）に定める需要家等に関する事項を遵守すること。
 - 東京電力が法令にもとづき実施した消費機器調査の結果等について、当該一般ガス導管事業者へ調査後遅滞なく提供すること。
 - 法令に定める直近のガス機器調査の結果等、需給契約の締結に必要な事項について、当該一般ガス導管事業者から東京電力へ提供すること。

2. 契約の成立および契約期間

- 需給契約は、次に該当する場合で、お客さまと東京電力が合意したときに成立いたします。
 - お客さまがSBパワー株式会社との間で電気サービスの利用契約（以下「電気サービス契約」といいます。）を締結していること。ただし、東京電力とソフトバンクが認めた場合または需給契約締結後、電気サービス契約が終了した場合（需給契約のお申込みと同時に電気サービス契約をお申込みいただき、提供エリア外等の理由から電気サービス契約のみ締結に至らなかった場合を含みます。）は、本号に定める条件を満たさなくてもよいものとする。
 - お客さまが、料金を、ソフトバンクが別に定める「ソフトバンクガス Powered by TEPCO 請求サービス約款」（<https://www.softbank.jp/energy/terms/>、以下、「請求サービス約款」といいます。）に係る契約にもとづき、ソフトバンクに毎月継続して料金を立替えさせる方法（以下、「SoftBank 請求サービス」といいます。）により支払われること。
- 契約期間は、契約が成立した日から、お客さままたは東京電力が契約を解約する日までといたします。
- 供給開始予定日は、お客さまのお申込みを東京電力が確認し、契約成立後、以下のとおりといたします。
 - 切替の場合、当該一般ガス導管事業者の次回または次々回の定例検針日となります。

(4) お申込みにもなう不利益事項

契約先を他社から東京電力へ変更するにあたり、下記のような不利益事項が発生する場合がございますのでご注意ください。

- 現在のガス需給契約を解約すると、現在お客さまがご加入されている会社の料金プランで再度加入できなくなるおそれがあります。
- 現在のガス需給契約を解約することにより、現在お客さまがご加入されている会社から、解約違約金等を請求される可能性があります。
- 現在のガス需給契約において、ポイント等の特典がある場合には解約に伴い当該特典が失効する可能性があります。
- 現在のガス需給契約において、付帯サービス等をご契約されている場合には、解約にともない当該付帯サービス等が消滅する可能性があります。
- 現在のガス需給契約において、継続利用期間に応じた割引や値引きを受けている場合には、解約にともない、継続利用期間が消滅する可能性があります。
- 現在のガス需給契約を解約することにより、解約までの契約期間中におけるガスの使用量や請求金額等のご利用情報を照会できなくなる可能性があります。

3. 料金表

ソフトバンクガス Powered by TEPCO

(税込)

ガス料金表	1 か月のガスご使用量	基本料金(円/月)	従量料金(円/m ³)
A 表	0 m ³ から 20 m ³ まで	736 円 23 銭	140 円 94 銭
B 表	20 m ³ をこえ 80 m ³ まで	1,024 円 32 銭	126 円 54 銭
C 表	80 m ³ をこえ 200 m ³ まで	1,195 円 04 銭	124 円 40 銭
D 表	200 m ³ をこえ 500 m ³ まで	1,835 円 24 銭	121 円 20 銭
E 表	500 m ³ をこえ 800 m ³ まで	6,103 円 24 銭	112 円 67 銭
F 表	800 m ³ をこえる場合	12,078 円 44 銭	105 円 20 銭

4. 請求金額の計算方法等

- (1) 請求金額等のご案内
 月々の料金、使用量、その他お客さまへのご案内事項は、原則として、東京電力より Web サービスを通じてお知らせいたします。
- (2) 料金の計算方法

$$\begin{array}{c}
 \text{※} \\
 \text{基本料金} \\
 \text{※}
 \end{array}
 +
 \begin{array}{c}
 \text{従量料金単価} \\
 \times \\
 \text{使用量}
 \end{array}
 \pm
 \begin{array}{c}
 \text{従量料金} \text{ ※} \\
 \frac{\text{原料費調整額}}{\text{原料費調整単価}} \\
 \times \\
 \text{使用量}
 \end{array}$$

※円未満切り捨て

料金は、使用量に応じて、3. に定める A 表から F 表の各料金によって、基本料金に使用量に応じて計算する従量料金を加算いたします。

従量料金には、原料費調整額が含まれます。原料費調整額は、各月の原料費調整単価に使用量を乗じて算定いたします。なお、原料費調整額はマイナスとなる場合もあります。

原料費調整単価は、次の算式により算定し、原料（LNG・LPG）の価格変動に応じて毎月自動的に変動いたします。

$$\text{原料費調整単価} = (\text{平均原料価格} \text{※} - \text{基準原料価格}) \times \text{基準単価} / 100 \times 1.10$$

$$\text{※平均原料価格} = \text{LNG 平均価格 (円/t)} \times \text{LNG 構成比率} + \text{LPG 平均価格 (円/t)} \times \text{LPG 構成比率}$$

原料費調整諸元		単位	
基準原料価格		t	57,250 円
換算係数	LNG 構成比率	-	0.9479
	LPG 構成比率	-	0.0546
基準単価		m ³	0.081 円

※変動額 100 円につき

毎月分の原料費調整単価は、東京電力のホームページ (<https://www.tepco.co.jp/ep/gas-jiyuuka/topics/index-j.html>) でお知らせいたします。

- 料金の算定期間は、原則として、前月の検針日から、当月の検針日の前日までの期間といたします。なお、検針日とは、託送約款等により、当該一般ガス導管事業者が、払出地点ごとに定例検針を行うことをあらかじめ定めた日といたします。ただし、お客さまがガスの使用を開始（もしくは解約）した場合は使用日数に応じて日割計算いたします。

- 使用量は、当該一般ガス導管事業者が計量した値をもとにします。ただし、計量器の故障等によってガス使用量等を正しく計量できなかった場合は、お客さまとの協議によって定めます。

- (3) 料金の支払方法

お客さまは、毎月、SoftBank 請求サービスにより、料金を支払うものとし、料金がソフトバンクにより東京電力が指定する金融機関等に払い込まれたときに、お客さまから東京電力に対する支払いがなされたものといたします。

SoftBank 請求サービスにもとづき、「ソフトバンクガス Powered by TEPCO」の料金が、ソフトバンクが定める支払期日を過ぎて支払われない場合は、ソフトバンクより料金督促を実施させていただきます。またこの場合、ソフトバンクは「請求サービス約款」に基づき、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けることがございます。

- (4) 各種手数料

ガス料金とあわせて、次の手数料を申し受けます。

- 検針票の郵送を希望する場合、110 円（税込）/月の手数料を申し受けます。

5. 供給ガスの熱量、圧力、燃焼性

東京電力は類別 13A のガスを供給いたしますので、13A とされているガス機器が適合いたします。

- (1) 熱量 最低熱量；44 メガジュール 標準熱量；45 メガジュール
- (2) 圧力 最高圧力；2.5 キロパスカル 最低圧力；1.0 キロパスカル
- (3) 燃焼性 供給ガスの属するガスグループ；13A
最高燃焼速度；47 最低燃焼速度；35
最高ウォッペ指数；57.8 最低ウォッペ指数；52.7

6. 需要場所への立ち入りによる業務の実施

お客さまは、東京電力または当該一般ガス導管事業者が、次の業務を実施するため、お客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあることについて、承諾するものといたします。なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

- (1) 開栓および閉栓のための作業
- (2) 危険発生防止周知および消費機器調査のための業務
- (3) 需給契約の成立、変更または終了等に必要業務
- (4) 当該一般ガス導管事業者が実施する託送約款等に定める業務
- (5) その他保安上必要な業務

7. 東京電力からの申し出による需給契約の解約について

- (1) 2(1)に定める適用条件を満たしていないことを東京電力が確認した場合は、この料金表の定める需給契約を解約することがあります。
- (2) お客さまが次のいずれかに該当し、東京電力がその旨を警告しても改めていただけない場合には、需給契約を解約することがあります。
 - ・お客さまの責めとなる理由により保安上の危険がある場合
 - ・東京電力が定める[ガス需給約款]および[主契約料金表]の供給条件の内容に反した場合
- (3) 需給契約を解約させていただく場合には、あらかじめ解約日をお伝えいたします。
- (4) お客さまが、あらかじめ定めたガスの使用を廃止する期日を東京電力に通知されずに、その需要場所から移転される等、ガスを使用されていないことが明らかなる場合には、ガスを使用されていないことが明らかになった日に需給契約は消滅するものといたします。
- (5) (1)(2)(4)により、東京電力が需給契約を解約する場合は、解約日に需給を終了させるための適当な処置（メーターガス栓の閉栓その他ガスの供給を遮断すること等をいいます。）を行います。

8. 需給契約消滅後の関係

お客さまは、当該一般ガス導管事業者が、需給契約の消滅後、ガスメーター等、当該一般ガス導管事業者所有の供給施設を、設置場所のお客さまの承諾を得て、引き続き置かせていただくことがあることについて、承諾するものといたします。

9. 保安に対するお客さまの協力について

お客さまは、次の事項を承諾するものといたします。

- (1) お客さまは、ガス漏れを感知したときは、直ちにメーターガス栓およびその他のガス栓を閉止して、当該一般ガス導管事業者へ通知していただきます。この場合には、当該一般ガス導管事業者は、ただちに適当な処置をとります。
- (2) ガスの供給または使用が中断された場合、東京電力または当該一般ガス導管事業者がお知らせする方法により、中断の解除のために、お客さまにマイコンメーターの復帰操作をしていただくことがあります。供給または使用の状態が復旧しないときは、お客さまは(1)の場合に準じて当該一般ガス導管事業者へ通知していただきます。
- (3) お客さまは、11(3)のお知らせを受けたときは、ガス事業法令に定める技術上の基準に適合するよう改修し、または使用を中止する等必要の処置をとっていただきます。
- (4) 当該一般ガス導管事業者は、保安上必要と認める場合には、お客さまの構内または建物内に設置した供給施設またはガス機器について、お客さまに、修理、改造、移転もしくは特別の施設の設置を求め、または使用をお断りすることがあります。
- (5) お客さまが供給施設を変更し、または供給施設もしくは料金表に定めるガスの熱量等に影響を及ぼす施設を設置する場合、東京電力を通じて、当該一般ガス導管事業者の承諾を得ていただきます。
- (6) お客さまは、当該一般ガス導管事業者が設置したガスメーターについては、検針および検査、取替等維持管理が常に容易な状態に保持していただきます。
- (7) 当該一般ガス導管事業者は、必要に応じてお客さまの敷地内の供給施設の管理等について、お客さまに協議を求めることがあります。

10. 供給の制限等

- (1) 東京電力または当該一般ガス導管事業者は、次の場合には、ガスの供給を制限、停止もしくは中止していただくことがあります。
 - ・託送約款等に定める託送供給の制限、停止もしくは中止の事由に該当する場合（当該一般ガス導管事業者が託送約款等に定める業務を実施するための需要場所への立入り等お客さまが正当な理由なく拒む場合等）
 - ・災害等その他の不可抗力が生じた場合
 - ・ガス工作物に故障が生じた場合または故障のおそれがあると認めた場合
 - ・ガス工作物の点検、修理、取替、その他工事施工のため必要がある場合
 - ・法令の規定による場合
 - ・ガス漏れによる事故の発生のおそれがあると認めた場合
 - ・ガスの不完全燃焼による事故の発生のおそれがあると認めた場合
 - ・その他保安上必要がある場合
- (2) (1)の場合には、東京電力または当該一般ガス導管事業者は、あらかじめその旨を広告その他適切な方法によってお客さまにお知らせすることがあります。

11. 供給施設等の保安責任

お客さまは、供給施設等の保安責任について、次の事項を承諾するものといたします。

- (1) 内管およびガス栓等、託送約款等に定めるところによりお客さまの資産となるお客さま等が所有または占有する土地と道路との境界よりガス栓までの供給施設については、お客さまの責任において管理していただきます。
- (2) 当該一般ガス導管事業者は、ガス事業法令の定めるところにより、(1)の供給施設について、検査および緊急時の応急の措置等の保安責任を負います。なお、当該一般ガス導管事業者の責めとなる理由以外によりお客さまが損害を受けられたときは、当該一般ガス導管事業者は、賠償の責任を負いません。
- (3) 当該一般ガス導管事業者は、ガス事業法令の定めるところにより、内管、ガス栓および昇圧供給装置について、お客さまの承諾を得て検査します。なお、当該一般ガス導管事業者は、その検査結果を、すみやかにお知らせいたします。

12. 周知および調査業務

- (1) 東京電力は、お客さまに対し、ガスの使用にともなう危険の発生を防止するため、ガス事業法令の定めるところにより、報道機関、印刷物、電磁的方法等を通じてお客さまの閲覧に供する方法等により、必要な事項をお知らせいたします。
- (2) 東京電力はガス事業法令の定めるところにより、屋内に設置された不完全燃焼防止の付いていないふろ釜、湯沸かし器等のガス機器について、お客さまの承諾を得て、ガス事業法令で定める技術上の基準に適合しているかどうかを調査いたします。その調査の結果、これらのガス機器がガス事業法令で定める技術上の基準に適合していない場合には、東京電力は、そのお客さまにガス事業法令に定める技術上の基準に適合するよう改修し、または使用を中止する等所要の措置およびその措置を取らなかったときに生ずべき結果をお知らせします。
- (3) 東京電力は、(2)の通知に係るガス機器について、ガス事業法令で定めるところにより、再び調査いたします。

13. お客さまの責任

お客さまは、次の事項を承諾するものといたします。

- (1) お客さまは、圧縮ガス等を併用する場合など、当該ガスが逆流するおそれがある場合には、当該一般ガス導管事業者の指定する場所に当該一般ガス導管事業者が認めた安全装置を設置していただきます。この場合、安全装置はお客さまの所有とし、その設置に要する費用（設計見積金額に消費税等相当額を加えたもの）とお客さまに負担していただきます。
- (2) お客さまは、昇圧供給装置を使用する場合には、託送約款等に定める条件を満たすものにガスを昇圧して供給することのみに使用していただきます。
- (3) お客さまは、ガス事業法第62条にもとづき、所有および占有するガス工作物に関して、次の事項について遵守していただきます。
 - ・お客さまは、当該一般ガス導管事業者の保安業務に協力するよう努めなければならないこと
 - ・仮に技術基準不適合により改修等の命令が経済産業大臣から発出された場合には、お客さまは、保安業務に協力しなければならないこと
 - ・改修等の命令が発出されたにもかかわらず、そのお客さまが保安業務に協力しない場合であって、そのガス工作物が公共の安全の確保上特に重要なものであるときには、経済産業大臣が当該所有者および占有者に協力するよう勧告できること

14. 供給施設等の検査

お客さまは、供給施設等の検査について、次の事項を承諾するものといたします。

- (1) お客さまは、東京電力を通じて、当該一般ガス導管事業者にガスメーター等の計量の検査を請求することができます。この場合、検査料はお客さまの負担といたします。ただし、検査の結果、ガスメーターの誤差が計量法で定める使用公差をこえている場合には、検査料は当該一般ガス導管事業者が負担します。
- (2) お客さまは、内管、昇圧供給装置、ガス栓、お客さまのために設置されるガス遮断装置または整圧器等が法令等に定める基準に適合しているかについての検査を当該一般ガス導管事業者に請求することができます。この場合、検査の結果が法令等に定める基準に適合しているかどうかにかかわらず、検査料はお客さまの負担といたします。

15. ガス事故の報告

お客さまは、消費段階における事故が発生し当該一般ガス導管事業者が緊急対応を実施した場合には、当該一般ガス導管事業者が事故現場で把握した情報を東京電力に提供することについて、承諾するものといたします。

16. 供給方法および工事

当該一般ガス導管事業者が維持および運用する供給設備を介してお客さまがガスの供給を受ける場合の供給の方法および工事については、託送約款等に定めるところによるものといたします。

17. 工事費負担金等相当額の申受け等

東京電力は、当該一般ガス導管事業者からお客さまへのガスの供給に係る工事等に係る工事費負担金、費用の実費または実費相当額の請求を受けた場合、請求を受けた金額に相当する金額を、原則として、当該一般ガス導管事業者の工事着手前に申し受けます。

18. 信用情報の共有

東京電力は、支払期日を経過してなお料金をお支払いいただけない場合、名義、住所、支払いに関する情報等について、他のガス小売事業者へ提供する場合があります。

19. その他

- ・ 上記に記載のない事項の取扱いは、東京電力が定める[ガス需給約款] およびお客さまがご契約の供給条件によります。
- ・ 東京電力は、[ガス需給約款]およびお客さまがご契約の供給条件の内容を変更することがあります。その場合、原則として、東京電力より Web サービス等を通じてあらかじめお知らせいたします。
- ・ [ガス需給約款]およびお客さまがご契約の供給条件の内容は、東京電力のホームページで確認することができます。
- ・ 東京電力またはお客さまが需給契約内容を変更または更新する場合、原則として、東京電力より Web サービス等を通じて、変更または更新後の需給契約内容のみをお知らせいたします。なお、変更または更新とならないその他の事項については、お知らせを省略する場合があります。
- ・ SoftBank 請求サービスについて、上記に記載のない事項については、ソフトバンクが別途定める「ソフトバンクガス Powered by TEPCO 請求サービス約款等」によります。
- ・ 東京電力は、ソフトバンクとの間で、お客さまのガスのご契約に関する情報を共同利用することがあります。
- ・ ガス小売事業者および当該一般ガス導管事業者との間で、お客さまのガスのご契約に関する情報、ガス供給に関する設備の情報および消費機器等の保安に関する情報を共同利用することがあります。
- ・ 東京電力は、[ガス需給約款] およびお客さまがご契約の供給条件を終了することがあります。その場合、契約終了の6か月前までにあらかじめお知らせします。

20. 各種手続き、お問い合わせ

契約のお手続き、契約の解約、その他ご不明・お困りの点、お問い合わせがある場合は、各種お手続き・お問い合わせ先までご連絡ください。なお、ガス小売事業者の変更にもない需給契約を解約する場合は、当該一般ガス導管事業者への託送契約のお申込みが必要となるためお早めにお申込みください。

II. ガス機器・床暖修理サービスに関する重要事項

保険の対象	とくとくガスプラン、とくとくガスプラン（武州エリア）（大東エリア）（東部エリア）、とくとくガス床暖プラン、東電ガスとくとくガスプラン for au、「ソフトバンクガス Powered by TEPCO」（以下「対象プラン」といいます。）契約者が、自然故障（「修理サービスの対象となる場合」に規定の故障）が発生した時点で、ガス供給対象の住宅において所有または管理している、購入日または設置日から10年以内の次に規定する家庭用ガス機器等とします。
-------	---

<p>①調理機器（JIA 認証） コンロ（グリル、オーブン等の派生製品を含みます。）、オーブン、炊飯器</p> <p>②給湯機器（JIA 認証） 瞬間湯沸かし器、貯湯湯沸かし器（ガス給湯器*） *ガス給湯器本体、標準リモコンが対象です（貯湯部分は対象外）。ただし、風呂釜一体型製品は風呂釜も含み対象です。 *家庭用燃料電池コージェネレーションシステム(エネファーム)ガスエンジンコージェネレーションシステム（エコウィル）およびセントラル給湯システムは除きます。</p> <p>③暖房機器（JIA 認証） ガスファンヒーター、ガストーブ、ガスFF暖房機、ガス温水床暖房（仕上げ材を除きます。）</p> <p>④ガス温水熱源機（JIA 認証） TES熱源機（暖房風呂給湯器）、暖房専用熱源機</p> <p>⑤ハイブリッド給湯・暖房システム（貯湯タンク、ヒートポンプユニットのみ対象とします。）</p> <p>⑥浴室暖房乾燥機（ミストサウナを含みます。）</p> <p>⑦暖房専用放熱器 （ルームヒーター、温水パネルヒーターを含みます。）</p> <p>⑧IHクッキングヒーター・電気コンロ （1口の据置タイプとすべての卓上タイプは除く。）</p> <p>⑨電気給湯機（貯湯タンク・ヒートポンプユニットのみ対象 ※ヒートポンプ給湯機ほっとパワーエコ、およびセントラル給湯システムは除く。）</p>							
<p>注) 購入日は、原則としてメーカー保証書に記載の購入日とします。ただし、メーカー保証書がない、またはメーカー保証書に購入日の記載がない場合は、新品購入時の領収書等の日付を購入日とします。新品購入時の資料がなく購入日が特定できない場合や中古品購入の場合は、製品の製造日を購入日とします。</p> <p>※住宅付属設備の場合、メーカー保証書や新築住宅購入・リフォーム時の契約関係書類等がなく設置日が不明の場合は、住宅付属設備のメーカーが定める製造日を設置日とします。また、住宅設備が設置済みの中古住宅を購入されたり、中古の住宅付属設備を設置した場合は、中古の住宅付属設備のメーカーが定める製造日を設置日とします。</p> <p>※購入日または設置日が不明の場合は、補償対象外とします。</p> <p>※業務用として製造・販売・使用されている機器は、補償対象外とします。</p>							
保険金額	50万円（1回の修理サービスの上限金額。消費税を含みます。）						
保険期間	この保険契約の保険期間は、原則、対象プランにおけるガス需給契約の料金適用開始の日が属する月の翌々月の1日の午前0時から対象プランにおけるガス需給契約が終了した日の午後12時までとなります。ただし、この保険は、対象プランにおけるガス需給契約の契約期間にかかわらず終了することがあります。						
修理サービスについて	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="212 983 320 1115">修理サービスの対象となる場合</td> <td data-bbox="320 983 1485 1115"> <p>保険期間中に発生した自然災害や外来の事故に直接起因しない「電気的事故」または「機械的事故」によって保険の対象に損害が発生した場合でかつ保険の対象に修理（次の修理は除く。）が必要となった場合</p> <p>改造または調整、移動または移設、各種配管等の接続、部品交換を伴わない調整、消耗部品・付属部品の交換、機能の設定、清掃作業、修理にともない発生した住宅そのものに対する工事</p> </td> </tr> </table>	修理サービスの対象となる場合	<p>保険期間中に発生した自然災害や外来の事故に直接起因しない「電気的事故」または「機械的事故」によって保険の対象に損害が発生した場合でかつ保険の対象に修理（次の修理は除く。）が必要となった場合</p> <p>改造または調整、移動または移設、各種配管等の接続、部品交換を伴わない調整、消耗部品・付属部品の交換、機能の設定、清掃作業、修理にともない発生した住宅そのものに対する工事</p>				
修理サービスの対象となる場合	<p>保険期間中に発生した自然災害や外来の事故に直接起因しない「電気的事故」または「機械的事故」によって保険の対象に損害が発生した場合でかつ保険の対象に修理（次の修理は除く。）が必要となった場合</p> <p>改造または調整、移動または移設、各種配管等の接続、部品交換を伴わない調整、消耗部品・付属部品の交換、機能の設定、清掃作業、修理にともない発生した住宅そのものに対する工事</p>						
修理サービスの提供方法	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="212 1115 624 1211">修理が可能な場合かつ修理費が保険の対象の再調達価額（注1）以下の場合</td> <td data-bbox="624 1115 1485 1211">修理サービス運営会社にて、損害が生じた保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するために必要な修理作業を実施します。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="212 1211 624 1308">修理が可能な場合かつ修理費が保険の対象の再調達価額（注1）を上回る場合</td> <td data-bbox="624 1211 1485 1308">修理サービス運営会社にて、保険の対象と同型または同型同等の未使用品（注2）を引き渡します。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="212 1308 624 1368">修理が不可能な場合</td> <td data-bbox="624 1308 1485 1368">修理サービス運営会社にて、保険の対象と同型または同型同等の未使用品（注2）を引き渡します。</td> </tr> </table> <p>（注1）再調達価額 保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに要する額をいいます。</p> <p>（注2）保険の対象と同型または同型同等の未使用品 修理サービス運営会社が指定する保険の対象と同型番の製品または同等の機能を有する製品をいいます。 修理または保険の対象と同型または同型同等の未使用品のご提供となり、保険金のお支払いはございません。 修理サービスをご利用いただく際には、対象プラン契約者または被保険者（保険の対象の所有者）には、保険金の請求および受領にかかわる一切の権限を修理サービス運営会社に委任いただきます。</p>	修理が可能な場合かつ修理費が保険の対象の再調達価額（注1）以下の場合	修理サービス運営会社にて、損害が生じた保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するために必要な修理作業を実施します。	修理が可能な場合かつ修理費が保険の対象の再調達価額（注1）を上回る場合	修理サービス運営会社にて、保険の対象と同型または同型同等の未使用品（注2）を引き渡します。	修理が不可能な場合	修理サービス運営会社にて、保険の対象と同型または同型同等の未使用品（注2）を引き渡します。
修理が可能な場合かつ修理費が保険の対象の再調達価額（注1）以下の場合	修理サービス運営会社にて、損害が生じた保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するために必要な修理作業を実施します。						
修理が可能な場合かつ修理費が保険の対象の再調達価額（注1）を上回る場合	修理サービス運営会社にて、保険の対象と同型または同型同等の未使用品（注2）を引き渡します。						
修理が不可能な場合	修理サービス運営会社にて、保険の対象と同型または同型同等の未使用品（注2）を引き渡します。						
修理サービスの対象にならない主な場合	<p>(1) 自然災害による損害</p> <ul style="list-style-type: none"> ・風、雨、雪、雹(ひょう)、砂塵(じん)その他これらに類するものの吹込みまたは雨漏り等による損害 ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ（崖崩れ、地滑り、土石流または山崩れをい）、落石を除きます。）、落石等の水災によって生じた損害またはこれらに随伴して生じた損害 ・塩害によって生じた損害 <p>(2) 外来の事故による損害</p> <ul style="list-style-type: none"> ・破損、汚損 ・異物の混入、純度の低下、化学変化、質の低下等の損害 ・温度、湿度の変化または空気の乾燥、酸素の欠如によって生じた損害 ・電源周波数(Hz)、ガス種の変更に伴う改造、修理によって生じた損害 ・保険の対象に付属する配管の凍結によって生じた損害 ・機械・設備・ソフトウェア・ネットワーク等における日時認識エラーが原因でこれらのものに誤作動・故障が発生した結果生じた損害 ・戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動によって生じた損害 ・核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性によって生じた損害またはこれらの特性による事故に随伴して生じた損害。また、これら以外の放射線照射もしくは放射能汚染によって生じた損害またはこれらに随伴して生じた損害 ・温水搬送部材のつまりによって生じた損害 <p>(3) 経年劣化等による損害</p>						

修理サービスについて	修理サービスの対象にならない主な場合	<ul style="list-style-type: none"> ・保険の対象の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損であって、保険の対象ごとに、その保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害 ・保険の対象の欠陥、自然の消耗もしくは劣化または性質によるむれ、かび、変色、変質、さび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱の損害その他類似の損害またはねずみ食い、虫食い等によって生じた損害 ・温水搬送部材の経年劣化による破損等によって生じた損害 （４） 付属部品（保険の対象本体以外）や消耗品等に生じた損害 ・真空管、電球等の管球類に単独に生じた損害 ・触媒、溶剤、冷媒、熱媒、ろ過剤、潤滑油その他これらに準ずる物のみに発生した損害 ・電池、フィルター類、パッキン等の消耗部品に発生した損害 ・外装部品、製品本体外の設備部品（ケーブル、コード、アダプター等の配線類、配管等、循環金具、パッキン類、その他施工部材等）、ドレンホース、排水ホッパー、オプションリモコン、水質維持に関連する部品、五徳、汁受け皿、排気パネル、グリル類（受け皿、焼網等）、別売品等の付属部品に発生した損害 （５） その他の損害 ・対象プラン契約者、被保険者（保険の対象の所有者）またはこれらの者の代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害 ・保険の対象の使用もしくは管理を委託された方、対象プラン契約者と同居の親族の故意または被保険者（保険の対象の所有者）によって生じた損害 ・対象プラン契約者、被保険者（保険の対象の所有者）またはこれらの者の代理人の不誠実行為によって生じた損害 ・差押え、没収、収用、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害 ・保険の対象の製造者、販売者および取付施工業者が、被保険者（保険の対象の所有者）に対し法律上または契約上の責任を負うべき損害 ・保険の対象に対する修理、清掃等の作業中における作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害 ・保険の対象に加工を施した場合、加工着手後に生じた損害 ・不当な修理や改造または取付けによって生じた損害 ・詐欺または横領によって生じた損害 ・格落ち（保険の対象の価値の低下をいいます。）によって生じた損害 ・自力救済行為等によって生じた損害 ・譲渡された保険の対象に生じた損害 ・対象プラン契約者または被保険者（保険の対象の所有者）が、本修理サービスが指定する修理業者等以外に修理を依頼された場合
------------	--------------------	--

お客様のご負担となる主な費用	<p>以下に定める費用は、修理サービスには含まれないため、お客さまのご負担となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象製品の修理方法を問わず、修理出張先がメーカーの定める離島及び遠隔地の場合に要する交通費・宿泊費・送料（往復共）等 ・修理費中に航空運賃が含まれている場合、航空輸送によって増加した費用 ・修理または代替品提供の際に発生する基本工事費（代替品を提供する販売店及びサービス提供者が標準の工事と定める内容）以外に係る工事費（高所作業によるクレーン車代、足場設置費用等の特殊工事費等） ・修理サービス利用時にお客さまからのご連絡に必要な費用、その他通信費用 ・保証修理を行う際に、代用品をお客さまが必要とされる場合の当該代用品のレンタル費用（サービス提供者は、代用品の手配・提供等は一切行いません。） ・メーカー修理サービスがお伺いした結果、修理サービスの対象外となる故障だった場合にお客さまが修理をご希望されたときに、当該故障の修理に必要な費用 ・メーカー修理サービスがお伺いした結果、修理サービスの対象外となり、保証修理をキャンセルされた場合に必要となる技術費用、出張費用、物流費用、見積費用等の一切の費用等
----------------	--

JIA 認証とは	<p>一般財団法人日本ガス機器検査協会が、省令による技術基準等にもとづき、ガス機器の構造・材料・性能・表示について検査し認証するもの。対象品目は、主に調理機器、温水（給湯）機器、暖房機器など。国内で正規に販売される対象品目の多くは JIA 認証を取得。機器本体に JIA 認証マークが貼られています。</p> <div style="display: flex; align-items: center;">  <p>JIA 認証マークの表示例</p> </div>
----------	--

電気的事故、機械的事故とは	<p>保険の対象となる物に内在する特殊な危険による電気的部分または機械的部分に生じた事故で、「電気的事故」とは、ショート、過電圧、過電流等の電気的異常により電気機器または設備に発生した炭化・溶融等の事故をいいます。「機械的事故」とは、使用に伴う振動による部品破損、ネジのゆるみ、油滑油の不足による事故や、規定能力以上に使用したことによる事故等、機械の機構や性格等の内的原因による事故をいいます。</p>
---------------	---

契約概要のご説明

この保険契約の内容について特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。この書面はこの保険契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は普通保険約款・特約に記載されておりますので、ご不明な点については、保険契約者または引受保険会社までお問い合わせください。

1. 商品の仕組みおよび引受条件等

このサービスは、保険契約者が対象プランをご使用いただくすべてのお客さまに保険の対象の修理サービスを提供するために引受保険会社と締結した保険契約です。

2. 対象プランのご契約者が保険の対象の所有者でない場合の取扱い

この書面に記載の事項につき、保険の対象の所有者（被保険者）または管理会社の方にも必ずご説明ください。

注意喚起情報のご説明

ご契約に際して、対象プラン契約者または被保険者（保険の対象の所有者）にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。この書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は普通保険約款・特約に

記載されておりますので、ご不明な点については、保険契約者または引受保険会社までお問い合わせください。

1. 事故（「機器の自然故障」といいます。以下、同様とします。）が起こった場合の手続き

- (1) 事故にあわれたときのご連絡等
事故が発生した場合は、TEPCO ホットラインにご連絡ください。
- (2) TEPCO ホットラインでのお手続き
 - ・お客さまのお名前・ご住所・連絡先の確認をさせていただきます。対象プランのご契約者本人またはご家族（所有者が異なる場合は所有者ご本人）からのご連絡をお願いします。
 - ・修理対象となる機器の型式や設置・購入時期のご確認をいたしますので、保証書や取扱説明書など、機器の情報が掲載された資料をお手元にご準備ください。
- (3) 一次出向サービスについて
修理手配会社の社員がご訪問し、故障状況を確認する一次出向サービスを行い、点検のうえメーカー修理サービスを手配いたします。一次出向サービスが故障状況を確認した結果、万一修理サービスの対象外となる場合は有償で修理を承ります（修理をキャンセルいただくことも可能です。）。一次出向に関する費用は無料です。
- (4) 修理サービスをご依頼いただく際のご提出書類
修理サービスの依頼を行う場合は、修理手配会社に対する保険金の請求および受領にかかわる権利の委任状をご提出いただきます。また、保険の対象の型式などから、明らかに設置・購入から10年以内であることが判断できない場合は、次表の書類のうち、引受保険会社が求めるものをご提示または提出いただきます。詳細はTEPCO ホットラインまたは引受保険会社にご相談ください。また、事故の内容、損害の額等に応じて、次表の書類以外の書類をご提出いただくようお願いする場合がありますので、ご了承ください。

修理サービスのご請求に必要な書類	書類の例
①引受保険会社所定の保険金請求書	引受保険会社所定の保険金請求書
②引受保険会社所定の事故内容報告書、損害または費用の発生を確認する書類およびその他これに類する書類※ ※事故発生の状況・日時・場所、事故の原因、損害発生の有無を確認するための書類をいいます。	事故原因・損害状況に関する写真・画像データ・修理業者等からの報告書
③保険の対象の価額、損害の額または費用の額を確認する書類	
・保険の対象の価額を確認する書類	売買契約書、取得時の領収証
・損害の額、費用の額・支出を確認する書類	修理見積書・請求書・領収証、損害明細書
④その他必要に応じて引受保険会社が求める書類	
・保険の対象、保険金の支払対象となる動産等であることを確認する書類	メーカー保証書、売買契約書
・保険金請求権者を確認する書類	委任状、印鑑証明書、住民票
・引受保険会社が事故または損害の調査を行うために必要な書類	引受保険会社所定の調査に関する同意書

■引受保険会社は、修理サービスの提供に必要な書類をご提出いただいてからその日を含めて30日以内に、修理サービスを提供するために必要な事項（注1）の確認を終えて修理サービスを提供します（注2）。

（注1）修理サービスの対象となる事由発生の有無、修理サービスの対象にならない事由の有無、修理額の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社が修理サービスの対象となる額の確定のために確認が必要な事項をいいます。

（注2）必要な事項の確認を行うために、警察等公の機関の捜査結果の照会、損害保険鑑定人の鑑定等の結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が不可欠な場合には、普通保険約款・特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者に通知します。

■修理サービスの請求権については時効(3年)がありますのでご注意ください。請求権の発生時期等の詳細は、普通保険約款・特約でご確認ください。

TEPCOホットライン(24時間365日受付) | 0120-609-105

2. 保険会社破綻時等の取扱い

引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご契約時にお約束した保険金、解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。

引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しています。

この保険は、保険契約者が個人、小規模法人（破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます。）またはマンション管理組合である場合に限り、「損害保険契約者保護機構」の補償対象となります（保険契約者が個人、小規模法人、マンション管理組合（以下「個人等」といいます。）以外の者である保険契約であっても、その被保険者（対象の住宅付属設備の所有者）である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者（対象の住宅付属設備の所有者）にかかわる部分については、上記補償の対象となります。）。

補償対象となる場合には保険金や解約返れい金は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

3. 個人情報の取扱いについて

この保険契約に関する個人情報は、引受保険会社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、保険契約者、引受保険会社およびMS&AD インシュアランスグループのそれぞれの会社が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。

ただし、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含みます。）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます。）に、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等に提供することがあります。

○ 契約等の情報交換について

引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結および保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人 日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等の間で、登録または交換を実施することがあります。

○ 再保険について

引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求等のために、再保険引受会社等に提供することがあります。

○ 故障修理情報の取扱いについて

対象プラン契約者または被保険者(保険の対象の所有者)の故障修理情報を、保険契約者が取得することがあります。また、保険契約者は上記修理サービス以外に、他の商品・サービスのご案内・ご提供に利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがありますので予めご了承ください。

引受保険会社の個人情報に関する詳細、商品・サービス内容、グループ会社の名称、契約等情報交換制度等については、引受保険会社ホームページ (<https://www.ms-ins.com>) および、引受保険会社の個人情報保護宣言 (プライバシーポリシー) (<https://www.ms-ins.com/privacy/>) をご覧ください。

保険契約者の個人情報の取扱いについては、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲において利用いたします。詳細については、保険契約者のプライバシーポリシー (<https://www.tepcoco.jp/ep/privacypolicy/>) をご覧下さい。

ご不明な点がございましたら、保険契約者または引受保険会社までご照会ください。

保険契約者	東京電力エナジーパートナー株式会社	〒100-8560 東京都千代田区内幸町1-1-3	TEL: 0120-995-113
引受保険会社	三井住友海上火災保険株式会社	〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-11-1 総合営業第三部 第一課	TEL: 03-3259-3463 FAX: 03-3292-6874

個人情報の第三者提供に関して	「ガス機器・床暖修理サービス」は、ガス料金プラン契約者を被保険者(損害保険契約により補償を受けられる方)とする東京電力エナジーパートナー株式会社と損害保険会社である三井住友海上火災保険株式会社との保険契約に基づき、保険の対象の機器の再調達または修理が提供されるご契約者等に対して無償で行うサービスです。当該サービスを提供するために、ご契約者等の個人情報(お客さま番号、氏名、カナ氏名、電話番号、郵便番号、住所)を損害保険会社や損害保険会社を通じてその業務委託先の修理会社に提供します。
----------------	--

重要事項説明書の変更について	引受保険会社の本重要事項説明書に記載の内容の改定を行う場合、保険契約者は、民法第548条の4の規定に基づき、対象プランの契約者の了承を得ることなく、サービス提供期間中に重要事項説明書を変更することがあります。この場合、変更後の本サービスの利用条件は、変更後の重要事項説明書によります。また、変更後の重要事項説明書は東京電力エナジーパートナー株式会社のホームページにて公表いたします。
----------------	---

Ⅲ. ガスセット割の適用条件における重要事項【2024年11月4日以前にお申込みいただいた方のみ】

「ソフトバンクガス Powered by TEPCO」を利用し、かつSBパワー株式会社との間で、電気サービス契約を締結し、ソフトバンク株式会社から電気料金とガス料金を一括してご請求できるお客さまに適用し、電気料金を割引いたします。割引金額は、ガスセット割提供条件書のとおりいたします。ただし、ガスまたは電気の使用を開始(もしくは解約)した場合は、使用日数に応じて日割計算する場合があります。なお、ガスセット割提供条件書に記載の契約解除料が発生する場合があります。

以上
2025年4月

販売事業者

事業者名: 東京電力エナジーパートナー株式会社

ガス小売事業者登録番号: A0002

代表者名: 代表取締役社長 山岸 桃子 (長崎 桃子)

本社所在地: 〒100-8560 東京都千代田区内幸町1丁目1番3号

各種お手続き・お問い合わせ	
◆電話によるお手続き・お問い合わせ 電話番号 0120-995-113 (携帯電話、PHS もご利用いただけます) 受付時間 月曜日～土曜日(日曜日・休日・年末年始を除く) 9時～17時	◆東京電力のWebサービスによるお手続き・お問い合わせ お引越しのお手続きやご契約の変更などのお申込みを承ります。 http://www.tepcoco.jp/ep/

●お客さまの個人情報は、東京電力の事業における契約の締結・履行、アフターサービス、設備等の保守・保全、アンケートの実施、商品・サービスの改善・開発、商品・サービスに関する広告・宣伝物の送付・勧誘、関係法令により必要とされている業務その他これらに付随する業務を行うために、また、東京電力グループ各社もしくは提携会社の事業におけるこれらの業務のうち、東京電力が商品・サービスに関する広告・宣伝物の送付・勧誘等の業務を行うために必要な範囲内で利用させていただきます。(個人情報の利用目的および利用対象事業の詳細については、東京電力のホームページでご案内しておりますので、そちらもあわせてご確認ください。)

販売代理店

事業者名: ソフトバンク株式会社

代表者名: 代表取締役社長 兼 CEO 宮川 潤一

本拠地所在地: 〒105-7529 東京都港区海岸1丁目7番1号

請求・収納に関するお問い合わせ先

ソフトバンクでんき・ガスサポートセンター

電話番号: 0800-170-3710

営業時間: 年中無休 9:00～20:00

「ソフトバンクガス Powered by TEPCO」における重要事項説明書

本書面は、お客さまが「ソフトバンクガス Powered by TEPCO」（以下、「ソフトバンクガス」といいます。）をお申込みされる際に、ガス事業法第 14 条第 1 項および第 2 項ならびにガス事業法施行規則第 1 3 条および第 1 4 条に基づき、お客さまと東京電力エナジーパートナー株式会社とのガス需給契約の概要、セット契約にかかる特典の概要、およびそれに関連してご注意が必要な事項をご説明するものです。なお、ガス料金等に関する詳細な情報は Web サイトにも掲載していますので、本書面と合わせて必ずご確認ください。なお、ガスの供給は、東京電力エナジーパートナー株式会社（以下、「東京電力」といいます）が行います。

ソフトバンク株式会社（以下、「ソフトバンク」といいます）が提供する「ソフトバンクガス Powered by TEPCO 請求サービス」及び SB パワー株式会社（以下、「SB パワー」といいます）が提供する「おうちでんき ガスセット割」に関する重要事項をご説明いたします。本書面をよくお読みのうえ内容をご理解ください。

1. 「ソフトバンクガス Powered by TEPCO」について

- ソフトバンクと東京電力との業務提携により、ソフトバンクがお客さまと東京電力との間のガス需給契約（以下、単に「ガス契約」といいます）の契約締結手続き業務等を受託し、お客さまはガス契約をソフトバンクにお申し込んだくものです。

2. 「ソフトバンクガス Powered by TEPCO 請求サービス」に関する重要事項

- 「ソフトバンクガス Powered by TEPCO 請求サービス」（以下、「SB 請求」といいます）は、東京電力とお客さまが締結するガス需給契約及び東京電力の提供する付帯サービス契約（以下「需給契約等」といいます。）に基づくガス料金、違約金、東京電力の付帯サービス、その他一切の債務（以下、「ガス料金等」といいます）を、ソフトバンクが東京電力に対し立替払いを行い、ソフトバンクが立て替えるガス料金等に相当する額（以下「ガス料金等相当額」といいます。）をソフトバンクがお客さまに請求し、お客さまから東京電力への直接支払いを不要とするサービスです。
- ソフトバンクは、お客さまがソフトバンク又はソフトバンクグループ株式会社の子会社又は関連会社（以下総称して「グループ媒介者」といいます。）との間で、携帯電話または固定通信サービス等の通信サービス（以下「電気通信サービス」といいます。）に係る利用契約を締結している場合、もしくは、「ソフトバンクでんき Powered by SB パワー 請求約款」にもとづく利用契約（以下「でんき SB 請求」といいます。）を締結している場合には、当該電気通信サービスの利用料金、でんきサービスの電気料金ならびにガス料金等相当額とを合算してお客さまに請求いたします。
- SB 請求におけるガス料金等相当額の支払日は、ソフトバンクが定める日となります。支払いに関する条件は、ソフトバンクの定める「ソフトバンクガス Powered by TEPCO 請求サービス約款」によります。
- SB 請求は、需給契約等に基づきガスの供給が開始した日以降であって、原則としてガス料金等の請求が発行される月から適用となります。
- 現在ご契約のソフトバンク又はグループ媒介者の電気通信サービス、でんきサービス等において支払いを滞納されている方は、お申込みできません。
- 所定の支払期限を超過した場合、お客さまはソフトバンクに対し年 14.5%の割合で計算した延滞利息をお支払いいただくものとします。
- ガス料金等相当額の総額は、「My SoftBank」等よりご確認ください。
- お客さまが書面による料金に係る請求書の発行を希望される場合、または支払期日を過ぎ払込用紙付きの請求書が発行される場合、請求書発行手数料として 1 回につき 253 円〔税込〕をご請求いたします。※2025 年 5 月より口座振替、クレジットカードなどの支払い方法が設定されていない場合についても、1 回につき 253 円〔税込〕をご請求いたします。
- 需給契約等の内容、月々のガス料金等の内訳、その他東京電力からのご案内は、原則として東京電力の Web サービスを通じてご確認ください。Web サービスのログイン方法は、東京電力からお届けします。
- SB 請求の組合せ対象となるソフトバンク又はワイモバイルの携帯電話、固定通信サービス、でんきサービス等は、以下のとおりです。

【ソフトバンクの場合】

携帯電話・通信機器	iPhone、iPad、スマートフォン、ケータイ、タブレット、モバイルWi-Fiルーター
-----------	--

【ワイモバイルの場合】

対象プラン	シンプル 2 S/M/L シンプル S/M/L スマホプラン(タイプ1) スマホベーシックプラン(タイプ1) データプラン L データベーシックプラン L Pocket WiFi プラン 2
-------	---

固定通信サービス	SoftBank 光、SoftBank Air
でんきサービス	おうちでんき(A)、おうちでんき(T)

- 需給契約等の解約は、東京電力までお問い合わせください。
- 需給契約等とソフトバンク又はグループ媒介者の電気通信サービス、でんきサービス等を同時に解約された場合、解約時期によっては「おうちでんき ガスセット割」における契約解除料、ソフトバンク又はグループ媒介者の電気通信サービス、でんきサービス等の契約解除料のいずれかまたは双方が発生する場合がございます。
- 理由の如何を問わず、SB 請求が終了した場合、SB 請求を条件としてソフトバンクまたは東京電力が提供している特典その他の経済上の利益の提供は、直ちに終了します。
- ソフトバンクは、お客さまに事前に通知の上、SB 請求について、サービスの全部もしくは一部を変更し、または提供を終了する場合があります。

【「ソフトバンクガス Powered by TEPCO 請求サービス」の解除条件】

- 次のいずれかに該当した場合、SB 請求を受けられなくなります。
 - 需給契約等を解約した場合
 - 需給契約等の名義変更を行った場合
 - 需給契約等を対象ガスプラン以外に変更した場合
 - ソフトバンク又はグループ媒介者の電気通信サービス、でんきサービス等において毎月のご利用料金を支払期日までに入金いただいていることが確認できない場合
 - SB 請求において毎月のガス料金等相当額を支払期日までに入金いただいていることが確認できない場合

3. 「おうちでんき ガスセット割」における重要事項【2024年11月4日以前にお申込みいただいた方のみ】

SBパワーが提供する「おうちでんき ガスセット割」は、ソフトバンクガスと、SBパワーが提供するでんきサービス(以下、「でんき契約」といいます)をセットで契約締結し、SB 請求およびでんき SB 請求によりソフトバンクから電気料金等とガス料金等相当額を一括して請求するお客さまに適用される、でんき契約に対する割引サービスです。「おうちでんき ガスセット割」に加入いただいたお客さまは、SB パワーの電気需給約款[低圧]に基づくおうちでんき(A)料金表[低圧]の定めに拘わらず、以下の特典料金が適用されます。

【適用条件】

- 次に定める条件をすべて満たすお客さまに対し、「おうちでんき ガスセット割」を適用いたします。
 - 「おうちでんき ガスセット割」をお申込みのお客さままたはそのご家族が、SBパワーが提供する対象エリアのおうちでんき(A)の契約者であること
 - 「ソフトバンクガス Powered by TEPCO」をお申込みいただき、供給が開始されること
 - SB請求及びでんきSB請求が適用されていること
 - 個人契約のお客さまであること
 - 2024年11月4日以前にお申込みいただくこと

【特典料金】

適用条件をすべて満たしている期間において、SBパワーが提供するおうちでんき(A)の料金を下記金額に変更します。

- 特典は「おうちでんき ガスセット割」お申込時にお客さまに下記2種より選択いただいたものを適用します。なお、セット割種別を変更する場合、変更申込月の検針分から変更後の割引を適用するものとします。「おうちでんき ガスセット割(L)」にお申込みいただく場合、その1月の使用電力量によっては、「おうちでんき ガスセット割」未加入の場合よりも電力量料金が高くなる場合があります。

セット割種別		おうちでんき ガスセット割 (M)	おうちでんき ガスセット割(L)	
割引後の 金額 (税込)	基本 料金	アンペア ブレーカー 契約 契約電流 10A	284.57 円	11.00 円
		契約電流 15A	426.86 円	154.00 円
		契約電流 20A	569.14 円	297.00 円
		契約電流 30A	853.71 円	583.00 円
		契約電流 40A	1,138.28 円	869.00 円
		契約電流 50A	1,422.85 円	1,155.00 円
		契約電流 60A	1,707.42 円	1,441.00 円
	主開閉器 契約等	契約容量 1kVA につき	284.57 円	286.00 円
		1 契約につき	-	契約容量×上記単価によって 算定された基本料金より 275 円割引
	電力量 料金	最初の 120kWh までの 1kWh につき	19.67 円	-
最初の 140kWh までの 1kWh につき		-	23.66 円	
120kWh を超え 300kWh までの 1kWh につき		25.16 円	-	
140kWh を超え 350kWh までの 1kWh につき		-	23.88 円	
300kWh を超える 1kWh につき		27.22 円	-	
350kWh を超える 1kWh につき		-	26.41 円	

- まったく電気を使用しない場合の基本料金は、上記割引後の金額の半額といたします。
- 燃料費調整については、おうちでんき(A)料金表(令和4年11月1日実施)を適用いたします。
- 割引は、ソフトバンクガスの契約が成立し、ソフトバンクガスが開通していることを確認した当該でんき検針月を1か月目とし、検針月単位で適用します。ただし、ガスの申込日にでんきの開通状態を確認し、以下の通りとします。
 - でんき契約とガス契約の申込が同日の場合: でんきの開通をもって適用
 - でんき契約が成立している(でんきとガスの申込が別日)場合: ガスの開通をもって適用
- ソフトバンクガスの開通又は継続の確認は毎月月末に実施します。
- 本サービスの日割はせず、検針日を境に適用するものとします。
- ガスとでんきの検針日は必ずしも同日ではありません。

【契約解除料】

- 「おうちでんき ガスセット割」の適用開始日から2年以内に「おうちでんき ガスセット割」を解除した場合、契約解除料5,000円[税込]を請求します。なお、以下のいずれかに該当する場合、契約解除料は発生いたしません。

- 転居先が対象でんきプラン又はソフトバンクガスのサービス提供エリア外である場合
- 転居により、おうちでんき又はソフトバンクガスが継続利用できない状態(オール電化等)になった場合
- スイッチング及び転居以外の理由により、おうちでんき又はソフトバンクガスを廃止・撤去した場合
- おうちでんき(A)から自然でんきへプラン変更した場合

【「おうちでんき ガスセット割」の解除条件】

- ・ 次のいずれかに該当した場合、「ガスセット割」を解除し、特典適用を終了します。
 - 需給契約等を解約した場合
 - ソフトバンクガス以外のガスの料金プランに変更した場合
 - 対象でんきプランの契約を解約した場合
 - 対象でんきプラン以外のソフトバンクでんきの料金プランに変更した場合
 - 対象でんきプランの住所変更・名義変更をした場合
 - 毎月のご利用料金を支払期日までに入金いただけないことが確認された場合
 - SB請求またはでんきSB請求が解除された場合

※本サービス適用後であっても、SB パワーの基準により適用外であることが判明した場合、当該回線への特典適用を取り消いたします。

【「おうちでんき ガスセット割」の変更】

「おうちでんき ガスセット割」の条件を変更する場合、ホームページに記載する方法、文字メッセージ(契約者回線または東京電力電気通信設備から送信された数字、記号およびその他文字等によるメッセージをいいます。)を配信する方法、またはその他適当と判断する方法にてソフトバンクまたは SB パワーが事前に通知します。

4. ガスの販売代理事業における個人情報の取り扱い

1. 個人情報の利用目的

ソフトバンクは、ガスの販売代理またはこれに付随する事業(以下、総称して「本件事業」といいます)に関し、お客さまの個人情報を以下の目的で利用します。

(1) 個人情報の利用目的

- ① 本件事業の拡販活動およびイベント等の案内、申込受付、契約の締結・履行ならびに提供可否判断および提供
- ② お客さまからのお問い合わせへの対応
- ③ ガス小売事業者とのガス契約および本件事業の利用に関する手続きのご案内ならびに情報の提供等のお客さまサポート
- ④ ガス小売事業者とのガス契約および本件事業に関する料金計算および料金請求、ならびにソフトバンクの他事業における利用料金との合算請求等
- ⑤ 本件事業に伴う事故および不正利用の防止
- ⑥ マーケティング調査および分析
- ⑦ 経営分析のための統計数値作成および分析結果の利用
- ⑧ ソフトバンクおよび他社の商品、サービスならびにキャンペーンのご案内等
- ⑨ 本件事業に関するガス工作物の工事、工事の安全確保、保安の維持、設備機器の搬送、設備の不具合修正およびソフトウェア更新を含む障害への対応等
- ⑩ 託送供給(「接続供給」および「振替供給」の総称)に関する案内および契約締結または媒介等
- ⑪ 託送供給契約の締結もしくは媒介、変更または解約
- ⑫ 小売供給契約またはガス需給契約の廃止取次
- ⑬ 供給地点に関する情報の確認
- ⑭ ガス使用量の検針、設備の保守・点検・交換、停ガス時・災害時等の設備の調査その他の託送供給等契約に基づく一般ガス導管事業者の業務遂行
- ⑮ その他、本件事業およびそれに付随するサービスの提供に必要な業務

なお、上記以外の目的でその個人情報を利用する場合は、その都度、その利用目的を明確にし、お客さまから事前の同意をいただきます。

(2) 本件事業で利用する個人情報

ソフトバンクは以下の個人情報を、上記(1)に記載した「個人情報の利用目的」のために取得し利用します。

- ① ガス契約申込者の個人情報: 氏名、生年月日、性別、住所、連絡先、電話番号、電子メールアドレス、ガス契約の契約番号、契約期間、金融機関の口座情報、その他ガス契約を締結するための情報および各種サービスを提供するために必要な情報
- ② 供給地点に関する情報: 供給地点特定番号、計器情報、負荷計測器有無、検針情報、供給圧力、託送契約異動情報、建物情報、その他本件事業および各種サービスを提供するために必要な情報

2. 個人情報の共同利用

ソフトバンクは、利用目的に沿って個人情報を以下の内容で共同利用する場合があります。

(1) ソフトバンクと共同利用する者

- ① ソフトバンクのグループ会社
- ② SB パワー株式会社
- ③ 東京電力エナジーパートナー株式会社

(2) 共同利用の目的

上記 1. (1) 個人情報の利用目的に同じ。

(3) 共同利用する個人情報

上記 1. (2) 本件事業で利用する個人情報に同じ。

(4) 個人情報の管理について責任を有する者の氏名または名称

東京電力の最高データ責任者

3. 第三者提供

ソフトバンクは、個人情報保護法その他の法令の規定に従い、ソフトバンクが取り扱う個人情報を第三者に提供する場合があります。また、以下のとおり東京電力が取り扱う個人情報を第三者に提供する場合があります。

- (1) ソフトバンクは、第三者機関が実施するガス事業に関する申請を目的として、係る作業に必要な個人情報(氏名、住所、電話番号等)を、関係各省庁、自治体、協会等に提供する場合があります。
- (2) ソフトバンクは、売ガスまたは売ガスに関わる業務を実施するために必要な個人情報(氏名、住所等)を、ガス会社等に提供する場合があります。
- (3) ソフトバンクは、対人対物賠償保険等を締結、維持することを目的として必要な個人情報(氏名、住所、建造物に関する情報等)を保険会社に提供する場合があります。
- (4) ソフトバンクは、他社との提携サービスの提供を目的として、提携サービスの登録・提供に必要な個人情報(氏名、住所、電話番号、メールアドレス、その他お客さまの識別および提携サービス業務に必要な情報等)を、サービス提携会社に提供する場合があります。

4. 個人情報の開示、訂正等および利用停止等について

- (1) ソフトバンクがお客さまより取得した個人情報の利用目的の通知または開示もしくは訂正等をご本人から求められた場合につきましては、書面にて回答します(ただし、ご本人の同意を得られた場合は、当該方法で回答します)。なお、利用目的の通知、または開示を行う際、実費を勘案した合理的な範囲内の手数料を頂戴する場合があります。

- ・ 個人情報の開示、訂正等および利用停止等の請求の手順
<https://www.softbank.jp/privacy/management/procedure/>
- (2) ソフトバンクがお客さまより取得した個人情報の開示もしくは訂正等に関するお客さまご本人からのお問い合わせ、およびその個人情報の取り扱いに関する苦情のお申し出は下記の連絡先までお願いします。
 - ・ 個人情報お問い合わせ窓口
受付電話番号 0088-210-051
受付時間 午前9時～午後5時(土曜、日曜、祝日を除く)

5. その他

東京電力からソフトバンクに開示を受けた個人情報は、開示の目的においてのみ利用します。

5. 広告に関するご案内

- ・ ソフトバンクが提供する各種サービス・商品・キャンペーンなどのご案内、およびパートナー企業や他社が提供する各種サービス・商品・キャンペーンなどのご案内をお客さまのメールアドレス宛にお送りします。
- ・ 配信停止をご希望の場合は、お送りするメールより手続きをお願いいたします。

6. 各種お手続き・お問い合わせ

- ・ 契約内容の変更・解約、お問い合わせは、以下のお手続き・お問い合わせ先までご連絡ください。

◆お手続き・お問い合わせ先

ソフトバンクでんき・ガスサポートセンター

電話番号:0800-170-3710

営業時間:年中無休 9:00～20:00

- ・ 東京電力とのガス契約に関するお問い合わせは、東京電力までお問い合わせください。

◆お手続き・お問い合わせ

電話番号:TEL 0120-995-113 (携帯電話、PHS もご利用いただけます。)

受付時間:月曜日～土曜日(日曜日・休祝日・年末年始を除く)9時～17時

以上

2025年4月
ソフトバンク株式会社
SBパワー株式会社